

政令第六十号

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第三項（同法第百二十条第三項及び第百二十一条第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（平成二十三年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。